

「高額障害福祉サービス費」の支給及び 「重複利用者負担総合上限事業」の実施について（お知らせ）

令和7年3月～令和8年2月の期間中に、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく福祉サービスを、同一世帯で複数人が利用している場合や、介護保険を併用している人、65歳になり介護保険サービスに移行した特定の人介護保険サービスを利用している世帯の負担を軽減するため、次の事業を実施します

1. 高額障害福祉サービス費の支給

障害サービスを、同じ月に複数利用し、支払った利用者負担額の合計額が、国の定める利用者負担上限月額（表1）を超えた場合、その超えた額を支給します。

《対象になる世帯》

①同一世帯に、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や児童福祉法に基づく児童通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）、障害児施設を利用する人がいる

②同一世帯に、障害福祉サービスと補装具、障害福祉サービスと介護保険のサービスを併せて利用している人がいる

※ただし、次の場合は対象外です。

・高額介護サービス費などにより、自己負担額の一部が償還され、負担上限月額未満になる場合。

・食費や光熱水費などの実費負担分。

・障害福祉サービス費の利用者負担額が0円の人。

③特定の障害福祉サービスを5年以上利用していた人が、65歳になり、同サービスと同等の介護保険制度のサービスを利用し、一定の条件に該当する場合

《表1 高額障害福祉サービス費の負担上限月額》

所得階層区分	負担上限月額
市民税課税世帯	37,200円

※児童の場合は、利用するサービスのうち、最も負担上限額の高い額。

2. 重複利用者負担総合上限事業

次の障害福祉サービス等を同じ月に重複して利用し、それらの利用者負担額の合計額が、府・市の定める総合上限月額（表2）を超えた場合、その超えた額を支給します。

《対象となるサービス等》

▽在宅生活者の障害福祉サービス

▽自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

▽補装具



舞鶴市 障害福祉・国民年金課（担当：大槻）
子育て応援課（野田）

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

TEL:0773-62-2300、FAX:0773-62-7957

《表 2 重複利用者負担総合上限事業の総合上限月額》

所得階層区分		総合上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	収入が年間80万9千円（障害基礎年金2級相当）以下	7,500円
	障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみ	
	上記以外	12,300円
市民税課税世帯	市民税所得割16万円未満	18,600円
	市民税所得割16万円以上	37,200円

3. 申請方法

高額障害福祉サービス費の支給と重複利用者負担総合上限事業の申請は、印鑑、振込先の口座が分かるもの（通帳など）、利用したサービス等の領収書を持って、令和8年3月10日（火）までに、市役所障害福祉・国民年金課、または、子育て応援課で、手続きしてください。

